#### 困ったとき、わからないときは・・・

栗原圏

仙台圏

大崎圏

仙南圏

# 消費生活センター (相談) 県民サービスセンター (日はう)

多米管

~-1

北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会 古川法律相談センター

0229-22-4611

宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会 法律相談センター

022-223-2383

大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会 県南法律相談センター

0224-52-5898

消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

警察相談専用電話

#9110

気仙沼・本吉圏

気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会 気仙沼法律相談センタ-

0226-22-8222

東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会 登米法律相談センタ-

0220-52-2348

東部地方振興事務所県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会 石巻法律相談センター

0225-23-5451

相談受付時間

宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。

各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00 ※土日祝日年末年始はお休みです。



本情報紙のバックナンバーは

みやぎの消費生活情報



で検索♪



宮城県消費生活センターの

Facebook を 開設しました!



## みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAG

#### INDEX

- ◆不審な電話やメールにご注意!
- ◆給与ファクタリング取引と称するヤミ金にご注意!
- ◆セルフ式ガソリンスタンド〜正しく給油しましょう<sup>ト</sup>

◆お金や暮らしの知恵を学びましょう!!~宮城県金融広報委員会~

1 2 December 月号

第 129 号



#### 不審な電話やメールにご注意を!

#### 個談事例

- ・宅配業者からの不在通知を装ったメールが届き、記載されていた URL をタップ(クリック) してしまった。
- 大手携帯会社を名乗り、「利用料金最終確認訴訟告知、至急連絡をください」とのメールが届いたが、身に覚えがない。
- 身に覚えのない電話番号から着信があり出てみると、外国語らしき自動音声アナウンスが流れた。
- ・テレビ局を名乗る人から電話があり、家族構成や預金額を聞かれた。

#### ★アドバイス★

- <u>身に覚えのない請求</u>メール等が届いた場合は、記載されている連絡先には<u>絶対に連絡しない</u> ようにしましょう。
- 日頃からメールなどに記載されている <u>URL はすぐにタップ (クリック) せず</u>、公式サイト などの確かな情報源から真偽を確認しましょう。
- 知らない番号からの電話に出るのは慎重に! <u>着信番号通知や録音機能を活用</u> しましょう。
- 心当たりのない着信に出てしまった場合も、「○○です」と自分の名前を かる
  名乗らないことが大切です。家族構成や資産状況を聞かれたら、会話を ん続けず、すぐに電話を切ってください。

©宮城県・旭プロダクショ



#### 給与ファクタリング取引と称するヤミ金にご注意!

「給与を債権として売れば金銭を受け取れる」などと宣伝する「給与ファクタリング」に関する相談が寄せられています。ファクタリングとは、事業者から売り掛け債権を安く買い取り現金を手早く渡すサービスですが、実態が貸し付けと変わらなければ、貸金業法違反などにあたる可能性があるので注意しましょう。

#### 個影響例

借金の返済が滞り生活に困窮したため、インターネット広告で簡単融資をうたう給与ファクタリング業者へ連絡した。給料債権を譲渡するシステムと説明を受けたが、5万円を申し込んだのに、実際に振り込まれたのは手数料を引かれて3万円であった。次の給料日には5万円を返済しなければならないが、手数料が高額で返済できない。業者に家族の携帯番号を教えてしまったせいで、執拗な取り立ての電話が家族全員に来るようになった。どうすればよいのか。

#### ★アドバイス★

#### ● ファクタリングを称していても借金と同じ!

給与ファクタリング業者に「債権の買い取りであり貸し付け(借金)には当たらない」 と説明されても信じてはいけません。

貸金業法上、給与ファクタリングを業として行うことは貸金業に該当すると考えられています。無登録で給与ファクタリングを業として行う者はヤミ金ですので、利用するのはやめましょう。

#### ● 年率換算で数百パーセントもの高額な手数料を請求される!

給与ファクタリング業者に「利息でなく手数料」などと説明されたとしても、実態は利息と同じです。法律の上限金利を大きく超える手数料を請求されている事例もあり、このような契約を繰り返すことで生活が破綻するおそれがあります。

#### 動務先や家族への強引な取り立てが発生しています!

利用する際に、勤務先や家族の連絡先を聞き出され、取り立てに悪用されるケースがみられます。勤務先に迷惑が掛かったり、家族全員が執拗な取り立てに遭うなど、家族や関係者にも被害が及ぶおそれがあります。

● 借金のことなどで困っていたら、自治体の相談窓口や最寄いの消費生活センター等に相談しましょう。

借金のことなどで困っている場合には、自治体の多重債務無料相談窓口や消費生活センター等に相談しましょう。また、弁護士会等で無料の法律相談を行っているところもあるので、まずはそれらの窓口に相談してください。

©宮城県・旭プロダクション

#### セルフ式ガソリンスタンド~正しく給油しましょう~

事例



**セルフ式ガソリンスタンド**でガソリンを満タンに給油し、給油ノズルを収納しようとしたら、**ガソリン**が**あふれ出し**顔と衣服にかかってしまった。

#### ★アドバイス★

● ガソリンは<u>引火しやすい</u>ので、吹きこぼれてしまうと大変です。給油方法が分からなかったり、不安があったりするときは、従業員に<u>正しい給油方法</u>について説明してもらってから給油しましょう。

### 大のるほると

#### お舎や暮らしの知恵を学びましょう!

宮城県金融広報委員会

10・11月号では、今後の生活やお金の見直しとして、人生3大資金の「大きなお金(教育・住宅・老後)」、3大資金以外の「日常生活のお金(医療費・保険など)」のうち「老後・教育」について取り扱いました。

今回は「住宅」について考えてみましょう。

- 住宅に対するニーズは、人生の局面(退職、子の独立・ 結婚、親の介護、自分や配偶者の健康状態の変化など) で変化します。あらかじめ想定しておきましょう。
- 新たに住宅を購入する場合は、住宅価格や金利の動きにも目配りし、無理のないローンを心がけましょう。新築物件を買う場合、資産としての価値(売却できる価格)は購入後数年間で通常はかなり低下することに注意しましょう(特に数年内に売却する可能性もある場合)。購入後は、住宅の税負担、管理費、リフォームなどに大きなコストが発生することもあります。
- 〇 すでに住宅を保有し、住宅ローンが残っている場合は「繰り上げ返済」や「借り換え」 によって、負担がかなり軽減されることがあります。
- 住宅について柔軟な考え方をとることができれば、支出を削減しやすくなります。 例えば「子の独立を機会に、大きな一戸建てを売り、手頃な広さの賃貸住宅に引っ越 す」「地価・家賃の高い地域から、安い地域に引っ越す」などです。



「3大資金以外」の「日常生活のお金(医療費・保険など)」の見直しは1月号に掲載予定です。